

日時:平成19年4月20日(金)

場所:三番町共用会議所第3,4会議室

案件:狩猟鳥獣を定めること及び狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて

## 1. 公述人

## (1) 狩猟鳥獣を定めることについて(カワウの狩猟鳥獣追加)

公述人	賛否	賛否に係る理由
(財)日本自然保護協会	反対	個体数の増加により被害が増え広域的・計画的・総合的に管理すべき種である。狩猟捕獲により、個体群の拡散が予想され、被害の拡大が起こるおそれがある。
(財)日本野鳥の会	反対	滋賀県では銃器による捕殺による個体数管理が試みられたものの翌年には個体数が増加するという記録があるなど、カワウの捕獲等による個体数の抑制の効果については科学的な確認はなされていない中で狩猟による捕獲が行われると、捕殺の効果が検証できなくなる。また、可猟区には偏りがあり、カワウの捕獲圧に偏りが出るため、かえって他地区への被害が拡散するおそれがある。また、銃器による捕獲には限界があり、釣り針による捕獲方法は狩猟で用いることはできない。以上より、カワウについては計画的管理を行うべきであり、カワウの狩猟鳥獣指定は今後も継続的な検討が必要。
(財)日本鳥類保護連盟	条件付き賛成	農林水産業の被害や植生破壊等の現状を考慮すると、妥当な措置と考えられる。しかし、かつて個体数の全国的な減少を招いた時代があったことから、適切な個体数監視・管理体制を整備することを条件に、当該措置に対して賛成する。
全国農業協同組合中央会	賛成	アユなど食害による水産被害や、糞による樹木の枯死など深刻な被害も発生しているため。
全国森林組合連合会	賛成	特段の意見なし。
全国内水面漁業共同組合	賛成	近年、カワウによるアユ等魚類への食害により、全国の内水面漁業に大きな被害が生じている。カワウによる被害により、河川や湖沼の魚類は激減し、漁業組合員の減少とともに、遊漁者数が大きく落ち込んでおり漁業経営が成り立たなくなってきた。漁業経営を維持するための河川の生態系に係るマスタープランの設定もできず、その結果、先の見通しもなく、計画性もない捕殺や追い払いがなされ、一方で野鳥を保護する立場の方々とは、カワウに対する取扱いの曖昧さに起因して現場において混乱も生じているため、狩猟鳥獣に指定することにより、明確な位置付けを行い、広く国民にその現状と対策を示すことによって、カワウ対策を的確に行うことが可能となると考えている。

(社)大日本猟友会	賛成	農林水産業等に与えている被害状況等を考慮するとやむを得ないとする。
(社)全日本狩猟倶楽部	賛成	近年著しく増殖したことから農林水産業等に与えている被害状況は甚大であり、今回の措置はやむを得ないものとする。
福島県	条件付き賛成	当県では関係機関・団体による協議会を設置し、本年3月にカワウの特定鳥獣保護管理計画を策定した。今後はこの計画に基づく数の調整のための捕獲を許可し、個体数の抑制を図ることとしていることから、賛成。ただし、当県の計画においては、地域個体群の維持に支障の無いよう年間捕獲上限を定めるとともに、対策実施後に生息状況調査による効果の検証を行うこととしており、狩猟鳥獣とする場合にも、捕獲羽数の上限を設けつつ、効果を見ながら段階的に制限を緩和するなど、より実効性の高い制度設計を行うことも検討する必要があるとする。
埼玉県	賛成	本県でも生息数の増加に伴い、水産及び森林被害が発生している。被害対策を行っているが有効な防除に至っていない。捕獲圧により生息数を制御するためにも、賛成する。
岐阜県	賛成	広域協議会を設置し管理を検討しているカワウを狩猟鳥獣に加えることについては、漁業被害及び生活環境被害を防止する目的から、今回の改正案は妥当である。
兵庫県	条件付き賛成	生息分布の拡大及び生息数の増加が推測されており、農林水産業や生態系等への被害も顕在化しているため、狩猟鳥獣化することは問題ないとする。ただし、継続的な生息状況のモニタリング調査等を実施し、生息数の減少が見受けられる場合は必要な措置を講じることについて要望する。
島根県	条件付き賛成	水産業への被害のため、有害鳥獣捕獲を実施している。一方で、計画的な捕獲が実施されても、思いがけない分布拡大へつなげると懸念する意見もあり、狩猟鳥獣指定後も、引き続きその生態等の調査・研究を実施され、管理手法の確立を要望する。
佐賀県	賛成	水産業に係る被害が発生しており、九州内で有害捕獲を実施する県もあり、狩猟での被害対策を目的とした捕獲等による個体数の抑制が期待できるため。

(2)対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて

ウズラの捕獲等の禁止

公述人	賛否	賛否に係る理由
(財)日本自然保護協会	条件付き賛成	ウズラは準絶滅危惧種に指定され、狩猟の捕獲数も減少しており、さらなる捕獲等がその生息状況に影響を及ぼすため。さらに、レッドデータブックにおいて、準絶滅危惧種、情報不足にある鳥獣は狩猟鳥獣にすべきでないとする。
(財)日本野鳥の会	賛成	ウズラの減少については、自然環境保全基礎調査に加えて各都道府県のレッドリストの指定状況を見ても明らかである。早急に捕獲を禁止することに賛成する。加えて、全国的な生息状況の継続的な調査を行い、個体数の回復策について検討すべきである。
(財)日本鳥類保護連盟	賛成	本種がレッドリストで希少性を指摘されていることから妥当な措置であり賛成する。
全国農業協同組合中央会	賛成	全国的に生息分布が減少していることに加え、捕獲等の禁止による農作物への影響は小さいと考えられるため。
全国森林組合連合会	賛成	特段の意見なし。
全国内水面漁業共同組合	-	賛否については保留する。
(社)大日本猟友会	賛成	生息状況及び捕獲数の推移等を考慮するとやむを得ないとする。
(社)全日本狩猟倶楽部	賛成	ウズラは全国的に生息分布域が減少しており、また、近年の捕獲数の推移を考慮するとやむを得ない措置とする。
福島県	賛成	ウズラは、当県のレッドデータブックにおいて絶滅危惧 類に区分されており、その捕獲等を禁止することについては保護上適当とする。
埼玉県	賛成	特段の意見なし。
岐阜県	賛成	近年、ウズラの捕獲がほとんどないことから生息数の減少が推定され、妥当である。
兵庫県	賛成	本県での狩猟者の捕獲報告等においても近年その捕獲数が激減しており、捕獲禁止措置は妥当である。
島根県	賛成	特段の意見なし。
佐賀県	賛成	狩猟により捕獲数が減少しており、九州内で絶滅危惧種に選定する県もあるなど生息数が減少していると考えられ、個体数の維持を図るうえで捕獲を禁止することは有効と考えられる。

ニホンジカの雌の捕獲等の禁止の解除

公述人	賛否	賛否に係る理由
(財)日本自然保護協会	条件付き賛成	特定鳥獣保護管理計画の取組みが停滞、計画の更新が行われることも考えられるため、環境省は積極的に都道府県に対して特定鳥獣保護管理計画の技術支援を行うべきである。
(財)日本野鳥の会	反対	今回特定鳥獣保護管理計画を樹立していない都道府県での捕獲禁止措置を解除してしまうと、個体数等のモニタリングを行わないまま捕獲だけが行われることになり、科学的・計画的な保護管理がこれ以上進まなくなるおそれがあるので反対。
(財)日本鳥類保護連盟	条件付き賛成	農林水産業の被害や植生破壊等の現状を考慮すると、妥当な措置と考えられる。しかし個体数コントロールの難しさが指摘されていることから、メスジカの捕獲禁止の解除については個体数変化を慎重に監視する必要があると考える。そのため、適切な個体数監視・管理体制を整備することを条件に当該措置に対して賛成。
全国農業協同組合中央会	条件付き賛成	生息分布の拡大が認められたメスジカの捕獲の禁止措置の解除は基本的には賛成であるが、特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数管理をしている地域では、個体数管理方法の見直し等が必要になるため、行政には合意形成のための積極的な取組をお願いしたい。また、ある県では狩猟期にメスジカの多くが鳥獣保護区内に逃げ込んでいることが判明していることから、捕獲の禁止措置の解除とあわせて鳥獣保護区の見直し・検討も必要であると考え。
全国森林組合連合会	賛成	シカなどの林業被害の加害鳥獣となっている種については、今後とも狩猟鳥獣として位置づけていただき、狩猟も活用した捕獲の推進をお願いします。なお、林業被害対策として捕獲等の申請を行った場合においては、速やかに許可いただけるようお願いします。
全国内水面漁業共同組合	-	賛否は保留。
(社)大日本猟友会	賛成	生息状況及び捕獲数の推移等を考慮するとやむを得ないと考える。
(社)全日本狩猟倶楽部	賛成	特段の意見なし。

福島県	条件付き賛成	当県では、特に尾瀬地域においてニホンジカが増加傾向にあることから、植生の食害等に対して計画的な捕獲を実施しているが、有害鳥獣捕獲許可の頭数に対して捕獲実績はかなり下回っており、より個体数の抑制を図る意味から禁止の解除には基本的に賛成。ただし、今後地域個体群の維持の観点から、生息状況調査等を十分に行っていくことが禁止を解除する前提になるものと考える。
埼玉県	賛成	特定鳥獣保護管理計画を策定しメスジカの可猟化を行い計画的な保護管理に努めている。しかし、依然農林業及び植生被害が発生しているため、ニホンジカのメスの捕獲等の禁止措置の解除に賛成する。
岐阜県	賛成	ニホンジカの著しい増数とその被害の増加等を考慮すると極めて妥当である。
兵庫県	条件付き賛成	生息分布の拡大及び生息数の増加が推測されており、農林水産業や生態系等への被害も顕在化しているため、狩猟鳥獣化することは問題ないと考え。ただし、継続的な生息状況のモニタリング調査等を実施し、生息数の減少が見受けられる場合は必要な措置を講じるようお願いします。
島根県	条件付き賛成	生息分布の拡大が認められたメスジカの捕獲禁止措置解除については、基本的に賛成。しかし、特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数の管理をしている地域においては、個体数管理方法の見直し等も必要となりますので、合意形成のための十分な時間ができるよう特段の配慮を要望する。
佐賀県	賛成	数年前まで佐賀県内で生息が確認されていなかったが、昨年より生息が確認されるなど、生息域が拡大していると考えられる。九州でも佐賀県、沖縄県を除き、ニホンジカによる農業被害が増大しているため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数を調整しているところであり、繁殖数が抑えられるよう、ニホンジカのメスの捕獲禁止措置を解除することは有効と考えられる。

捕獲等の禁止の期間延長(ヤマドリの雌及びキジの雌、ヒヨドリ、ツキノワグマ、シマリス)

公述人	賛否	賛否に係る理由
(財)日本自然保護協会	反対	ツキノワグマの近年の異常出没による捕獲により、地域個体群の維持が危惧される状況から、「狩猟鳥獣」から外すべきである。環境省が的確に生息状況を把握したうえで全国的な保護管理計画をたて、地域個体群ごとの保護管理方針を定め、それに従って都道府県が被害に応じて捕獲許可を出すべきである。
(財)日本野鳥の会	賛成	当該種及び地域個体群の保全の観点から、賛成する。捕獲禁止期間中の捕獲禁止措置の効果を測定するために、生息状況の調査が必要であるので、生息個体数あるいは生息密度、分布の変化について、調査を実施して頂きたい。なお、ツキノワグマについては、環境省のレッドデータブックに「絶滅のおそれのある地域個体群」として挙げられている下北半島の個体群と東中国山地の個体群も同様な措置が必要と思われるので、ご検討いただきたい。
(財)日本鳥類保護連盟	賛成	レッドリスト掲載種である亜種コシジロヤマドリが狩猟鳥獣から除外されている一方で、亜種アカヤマドリは依然として狩猟対象となっていること、レッドリストに掲載されているツキノワグマ地域個体群の分布する紀伊半島・西中国地域・四国・九州は捕獲禁止期間が設定されている一方で、下北半島と東中国地域は規制対象外となっていることなど、希少種でありながら、狩猟鳥獣に指定されているため、今後、これらについての改善及び狩猟鳥獣の適切な見直しに必要な個体数の増減傾向の予測のための情報収集体制の確立、対象狩猟鳥獣や規制設定の基準の明確化を希望する。
全国農業協同組合中央会	条件付き賛成	ヒヨドリやツキノワグマは、甚大な人的被害・農作物被害をもたらすため、捕獲等を禁止する期間の延長を実施するのであれば、それらの被害防止にかかる必要な施策等の更なる充実・強化をお願いしたい。
全国森林組合連合会	賛成	ヒノキやスギの人工林でツキノワグマによる剥皮被害が多く発生しておりますので、この捕獲等の禁止について、今後とも有害鳥獣の被害対策として引続きご高配をお願い致します。
全国内水面漁業共同組合	-	賛否については保留。
(社)大日本猟友会	賛成	特段の意見なし。
(社)全日本狩猟倶楽部	賛成	特段の意見なし。
福島県	賛成	当県では狩猟資源の確保を図るためにキジ及びヤマドリの放鳥事業を継続して実施することとしており、これらの鳥類の保護に資することから、キジの雌及びヤマドリの雌の捕獲等を禁止する期間を延長することについては賛成。その他の捕獲等の禁止期間の延長については、当県の適用にはならないため、賛否の意見は表明しない。

埼玉県	賛成	鳥獣保護の見地から必要と思われるため賛成。
岐阜県	賛成	特段の意見なし。
兵庫県	条件付き賛成	ツキノワグマについては、本県では生息数の減少により平成8年度より狩猟による捕獲禁止措置を実施しており、地域個体群の維持のため隣接する府県を含めた捕獲禁止措置について検討願います。
島根県	賛成	特段の意見なし。
佐賀県	賛成	ヤマドリ雌及びキジ雌については、個体数の維持を図るうえで引き続き捕獲を禁止することは有効と考えられるため。ツキノワグマについては、佐賀県内で生息が確認されていないが、保護を図るうえで引き続き捕獲を禁止することは有効と考えられるため。

## 2. 傍聴者(5名)

(財)世界自然保護基金ジャパン(WWFJ) 自然保護室次長 草刈氏より下記の発言があった。

- ・カワウの狩猟鳥獣指定及びニホンジカの雌の捕獲禁止の解除については反対。
- ・カワウについては、科学的な保護管理制度に基づいた体制で行うべきである。
- ・特にシカは特定計画を策定することでニホンジカの雌を狩猟により捕獲することができるという仕組みになっており、特定計画のあるなしにかかわらず一律に狩猟により一律に捕獲されてしまうと、科学的な担保がとれなくなる。